



個人住民税の税率などが改正されます

平成19年度から個人住民税（道民税と町民税を合わせて住民税）が大きく変わります。主な改正点は、税源移譲による税率改正、定率控除減税措置の廃止などの3点です。

1 税源移譲による税率改正

住民税所得割の税率が、一律10%に変わります。これは国に納めていた所得税の一部を地方(住民税)に移すことになったため(税源移譲)の改正で、住民税は増えますが所得税が減りますので、下の比較表のように「住民税+所得税」の負担は基本的に変わりません。

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
200万円以下の金額	5%	一律	10% (町6%・道4%)
200万円を超える金額	10%		
700万円を超える金額	13%		

税額の比較：例1 独身者の場合

(単位:円)



給与収入	改正前			改正後			比較 負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0円

例2 夫婦+子供2人の場合



給与収入	改正前			改正後			比較 負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円

2 定率控除減税措置の廃止

定率控除とは、所得割額の7.5%分(上限2万円)を控除する減税措置です。景気対策のため平成11年度から実施されていましたが、平成19年度課税分(平成18年分の所得)から廃止となります。

平成18年度	所得割額の7.5%(上限2万円)を控除
平成19年度	廃止

3 高齢者非課税措置の廃止

年齢65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方にかかる非課税措置が廃止されます。ただし、下の表のように平成18年度と19年度は、平成17年1月1日現在において65歳以上の方で、かつ前年の合計所得が125万円以下の方については、税負担をゆるやかにするための経過措置が設けられています。

経過措置による税額

平成18年度		平成19年度	
均等割	所得割	均等割	所得割
町民税 1,000円	町民税・道民税の定率控除後の所得割額を2/3減額	町民税 2,000円	町民税・道民税の所得割額を1/3減額
道民税 300円		道民税 600円	

経過措置終了後

平成20年度	
均等割	所得割
町民税 3,000円	課税所得の10% (町6%・道4%)
道民税 1,000円	

お問い合わせ：財務課税務係 ☎62-1211(内線255・256) ✉zaimu@town.haboro.hokkaido.jp